

Weekly Report

第548日号
令和2年4月6日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

4月から適用開始される主な税制

◎住宅取得等賃金の贈与に係る非課税枠の引下げ……直系尊属から住宅取得等賃金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、令和2年4月以降に消費税率10%が適用される住宅取得等の契約をした場合の非課税枠は1千万円（省エネ等住宅は1500万円）となります。

◎未婚のひとり親に対する税制措置及び寡婦

(夫)控除の見直し……*未婚ひとり親について、本人の合計所得金額が500万以下であり、生計を一にする子を有している場合は、寡婦（夫）控除を適用する、*寡婦（夫）控除について、寡婦にも所得制限（合計所得500万以下）を設けるなどの見直しを行い、令和2年分以後の所得税に適用します。

◎オープンイノベーション促進税制の創設

……国内事業会社が令和2年4月～令和4年3月までの間に、一定のベンチャー企業に対して1億円以上（中小企業者は1千万円以上）を出資して株式を取得した場合、その取得価額の25%が所得控除できます。

◎少額減価償却資産の特例措置の見直し

小企業等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合に全額損金算入できる特例措置の適用対象について、連結法人及び従業員数500人超の法人を除外した上で、適用期限を2年延長します。

◎外国人旅行者向け消費税免税店の販売手続の電子化

……書面により行われていた購入記録票の作成等の免税販売手続が廃止され、電子化されます。ただし、令和3年9月までは書面による手続が可能です。

◎その他……*大法人の電子申告義務化、*地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充、*国外財産調書制度の見直し、など。

更に拡充される雇用調整助成金の特例措置

新型コロナウイルスの影響により事業活動の縮小を余儀なくされ事業主が、労働者に対して休業等を行い雇用を維持した場合に、休業手当等の一部を助成する雇用調整助成金の特例措置について、更なる拡充が行われる予定です。

本来4月1日～6月30日までを緊急対応期間として、*生産指標要件を前年同期比「5%以上」減少に緩和する、*助成率を中小企業4/5、大企業2/3（解雇等を行わない場合は中小9/10、大企業3/4）に上げる、*雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象に含める、*1年間の支給限度日数100日とは別に利用可能とする、などの拡充を行うとしています。

運転免許証の更新期限延長措置の対象拡大

新型コロナ感染拡大防止のため、運転免許証の更新期限延長措置の対象が拡大され、免許証の有効期限が本年3月13日～4月30日までの方となりました。これは、有効期限前に免許センターや警察署等で延長手続きをすることで、期限後でも3カ月間は運転が可能になります。

なお、車検についても有効期限が本年2月28日～3月31日までの全ての自動車は、一律4月30日まで期限が延長されています（自賠責保険の締結手続きも4月30日まで猶予）。